

令和6年第6回
箕面市農業委員会総会会議録

令和6年6月17日（月）

箕面市農業委員会

1. 開催日時 令和6年6月17日(月)
午後1時30分から午後1時58分まで

2. 出席委員(20名)

1番	稲垣 惠一	2番	神代 繁近	3番	川上 加津子
4番	加藤 博一	5番	岡沢 聡	6番	稲野 実
7番	釋 巖	8番	東浦 有治	9番	長澤 均
10番	生田 梨恵	11番	藤井 照三	12番	森田 直弘
13番	中井 正美	14番	杉本 泰彦	15番	西尾 正美
16番	植山 照男	17番	長澤 陽子	18番	豊田 茂実
20番	西田 清明	21番	中井 博幸		

3. 欠席委員(1名)

19番 中久保 明

4. 会議録署名委員

2番 神代 繁近 3番 川上 加津子

5. 出席事務局職員

事務局長	西田 昭浩	室長	佐治 功	室長補佐	橋本 英樹
参事	山岸 健史	主任	辻岡 昌樹		美谷 一哉

6. 議事日程

第28号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件
第29号議案 農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件
第30号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第31号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件
第32号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
第33号議案 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況確認の件
報告第29号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第30号 専決処理の報告の件
(農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理)
報告第31号 農地等状況報告の件

令和6年第6回箕面市農業委員会総会

(開会 午後1時30分)

- 議長 それでは、ただ今から、令和6年第6回箕面市農業委員会総会を開会いたします。
着座にて、進行させていただきます。
この会議は、農業委員会等に関する法律第32条に総会及び部会の会議は、公開する旨、規定されておりますので、傍聴の希望があれば、原則入室の許可をするものといたします。
- 事務局 希望者はございません。
- 議長 次に、事務局より本日の出席状況を報告いたします。
- 事務局 出席状況をご報告いたします。
本日は、委員21名中、出席委員は20名です。
従いまして、過半数の委員が出席していることから、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定に基づき、会議は成立しておりますことを報告いたします。
なお、中久保委員から欠席の届出がございましたので併せてご報告いたします。
- 議長 それでは、日程第1、会議録署名委員指名の件を議題といたします。
慣例により、私から指名いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
- 全委員 異議なし。
- 議長 それでは、2番 神代委員さん、3番 川上委員さんをお願いします。
案件に入ります前に、令和6年第5回総会において、大阪府農業会議へ意見聴取を必要とする案件がありましたので、その結果について事務局から報告いたします。
- 事務局 先月5月17日開催の総会で採決されました、第25号議案及び第26号議案の農地法第5条の規定による所有権移転許可の件について、総会での許可後、大阪府農業会議の審議会に意見聴取を行ったものです。
その内容は、第25号議案については、上止々呂美地区の農地を

に転用するもので、第26号議案については、新稲[]地区の農地を[]に転用するという案件でした。

5月20日に開催の大阪府農業会議の審議会で審議された結果、許可やむを得ないものと認めますとの意見を受けましたので、5月24日に申請者あて、許可書を発行しましたことをご報告いたします。

以上です。

議 長

それでは、案件に入ります。

日程第2、第28号議案及び日程第3、第29号議案は、いずれも農地法第5条の規定による賃借権設定許可の件となります。

それでは日程第2、第28号議案及び日程第3、第29号議案は、被設定人が同一に関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事 務 局

ただいま議題となりました第28号議案及び第29号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書1ページ、参考資料1ページからでございます。

第28号議案の申請地は、今宮[]、地目は、台帳、現況ともに[]、面積は[]平方メートルです。

第29号議案の申請地は、白島[]、地目は、台帳[]、現況[]、面積は[]平方メートル他[]筆、合計[]筆で、面積の合計は[]平方メートルです。

被設定人は、両議案とも[]

[]氏、第28号議案の設定人は、[]

[]氏、第29号議案の設定人は、[]

[]氏、両議案とも転用目的は[]、農

地区分は第3種農地です。

なお、この農地区分については、申請地周辺に、事業用地が連たんしていることから、第3種農地となっています。

以上、第28号議案及び第29号議案のご説明といたします。

議 長

本件につきまして、森田委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

森田委員

第28号議案及び第29号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、[]の北に隣接する農地と北北東約[]メートルに位置する農地と北西約[]メートルに位置する[]筆の農地です。

被設定人の[]が、令和4年3月に開発許可及び農地転用許可を受け、[]を開設したところ、本申請地は当初の開発区域に入っておりますが、所有者の同意が得られず断念されました。

今般、設定人の[]の同意が得られたため、本申請地を借り受け当初の計画どおり[]の一部として整備されようとするものです。

周辺の状況は、第28号議案の農地は、北側に[]が残っておりますが、その他は周囲に農地はなく、転用による周囲の農業経営への影響はなく、問題ないものと思われま

す。以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

豊田委員 []ということですが、どういうものを[]というのですか。

事務局 小さなお子さんから遊んでいただける屋外の遊具や芝生の公園など、家族連れで来場して遊んでいただける施設として届出があります。

市としても、オープン以来確認していますが、多くの家族連れが来場されて楽しまれており、そのような用途に利用されている施設を[]と定義づけています。

豊田委員 利用は、無料ですか、有料ですか。

事務局 有料のコンテンツもあると聞いていますが、それ以外は無料だと認識しています。

議長 他にありませんか。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、許可することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を許可することに決定いたします。

なお、本件については、大阪府農業会議に諮問し、意見をいただいた後に、許可書を交付いたします。

次に、日程第4、第30号議案及び日程第5、第31号議案は、いずれも生

産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書発行の件となります。
それでは日程第4、第30号議案を議題といたします。
本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第30号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料3ページからでございます。

買取り申出する土地は、外院■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■、面積は■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は■■■、申出事由が生じた日は、■■■■■でございます。

以上、第30号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、森田委員さんより調査内容の報告をお願いいたします。

森田委員 第30号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■の南西約■■■メートルに位置する農地です。

申出人の■■■■■氏は、■■■■■に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地であることを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第5、第31号議案を議題といたします。

本件につきまして事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました第31号議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案書2ページ、参考資料5ページからでございます。

買取り申出する土地は、箕面■■■■■、地目は、台帳、現況ともに■■■■■面積は■■■■■平方メートル他■■■■■筆、合計■■■■■筆、面積の合計は■■■■■平方メートルです。

主たる従事者は、■■■■■氏、申出人は主たる従事者本人です。

申出事由は■■■■■、申出事由が生じた日は、■■■■■でございます。

以上、第31号議案のご説明といたします。

議長

本件につきまして、植山委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

植山委員

第31号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。

申請地は、■■■■■の北側に隣接する農地と■■■■■の北東にある農地です。

申出人の■■■■■氏は、■■■■■に、農作業に従事出来ない旨の診断を受け、この度、買い取り申し出のために、農業の主たる従事者の証明を申請されました。

生産緑地台帳において、■■■■■氏本人が、農業の主たる従事者であることが確認され、あわせて現場確認で現在も農地であることを確認しました。

証明書の発行には問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。

ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、承認することに決定いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議長

ご異議がないようでございますので、本件を承認することに決定いたします。

次に、日程第6、第32号議案及び日程第7、第33号議案は、いずれも相続税の納税猶予に係る特定農地等の利用状況確認の件となります。

両議案は、同一の農地で所有者の持ち分が2分の1ずつのため関連いたしますので、一括して議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局 ただいま議題となりました第32号議案及び第33号議案につきまして、ご説明申し上げます。
議案書3ページ、参考資料9ページからでございます。
利用状況の確認の対象者は、第32号議案が■■■■氏、第33号議案が■■■■氏です。
特例農地等の明細は、両議案ともに粟生間谷西■■■■、地目は、申告時、現在ともに■■■■、面積は申告時、現在ともに、■■■■平方メートル他■■■■筆、合計■■■■筆です。
利用状況の区分は、両議案とも自ら所有し、自ら農地として使用しているで、具体的状況は野菜、転用している場合の届出・許可の有無等は非該当です。
以上、第32号議案及び第33号議案のご説明といたします。

議長 本件につきまして、長澤均委員さんに調査内容の報告をお願いいたします。

長澤均委員 第32号議案及び第33号議案につきまして、調査内容をご報告いたします。
本件は、平成15年に相続税の納税猶予の適用を受けられ、20年を経過することから、免除が確定する最終確認になります。
所在地は、■■■■の北西約■■■■メートルに位置する■■■■筆の農地で、全筆調整区域です。
相続人は、粟生間谷西にお住まいの■■■■氏及び■■■■氏で、現在、畑で野菜等を栽培されており、自ら所有し農地として使用していると認められます。
以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 本件につきまして、質疑ご意見をお受けいたします。
ないようでございますので、本件につきましては、問題ないものとして、原案どおり承認することに決定いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

全委員 異議なし。

議長 ご異議がないようでございますので、本件につきましては、原案どおり承認し、その旨、豊能税務署長あて回答いたします。
次に報告案件に移ります。
報告第29号から報告第30号の2件の質疑につきましては、後ほど一括して行います。

日程第8、報告第29号及び日程第9、報告第30号は、いずれも専決処理の報告の件、農地法第4条第1項第7号の規定による届出受理となります。

それでは報告第29号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第29号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は11ページからでございます。

届出地は、半町■■■■■、地目は、台帳■■■、現況■■■、面積は■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■氏、転用目的は■■■となっております。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年5月2日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第29号のご説明といたします。

議長

本件につきまして、豊田委員さんに調査内容の報告をお願いします。

豊田委員

報告第29号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■の北西約■■■メートルに位置する農地です。

届出人は■■■■■氏で、届出地においては、以前から■■■として使用されており、当時、農地法に対する認識がなかったことから、転用の届出をされておらず、この度、始末書を添付のうえ、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側、西側及び東側は宅地、南側は道路となっております。問題はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長

次に、日程第9、報告第30号を議題といたします。

本件につきまして、事務局の説明を求めます。

事務局

ただいま議題となりました報告第30号につきまして、ご説明申し上げます。

議案書4ページ、参考資料は13ページからでございます。

届出地は、西小路■■■■■、地目は、台帳■■■、現況■■■、面積は■■■平方メートルです。

届出人は、■■■■■、■■■■■氏、転用目的は■■■

■■■■■となっています。

本件につきましては、市街化区域内にあり、箕面市農業委員会農地転用届出事務の処理に関する規程第3条の規定により、令和6年5月30日に専決し、処理するものでございます。

以上、報告第30号のご説明といたします。

議長 本件につきまして、植山委員さんに調査内容の報告をお願いします。

植山委員 報告第30号につきまして、調査内容をご報告いたします。

届出地は、■■■■■の南に位置する農地です。

届出人は、■■■■■で、このたび、■■■■■を整備するため、4条の転用届出をされたものです。

周辺につきましては、北側は■■■■■、西側及び南側は■■■■■、東側は■■■■■となっており、雨水は道路側溝へ放流されることから、周囲の農業経営に影響はないものと思います。

以上で、調査内容の報告を終わります。

議長 それでは、ただいま報告のありました2件につきまして、質疑等ございましたら、発言をお願いします。

長澤均委員 報告第30号について、■■■■■が農地を持っていたことになるのでしょうか、経緯を教えてください。

事務局 当該土地は、生産緑地であった農地を■■■■■が買取ったもので、以降■■■■■が耕作をしており、この度、■■■■■へ転用するため届出があったものです。

長澤均委員 了解しました。

議長 他にありませんか。

ないようでございますので、次に、日程第10、報告第31号農地等状況報告の件を議題といたします。

本件につきましては、各委員さんからの報告を別紙資料のとおり、事務局でまとめておりますので、補足の説明や特に報告のある委員さんがおられましたら、発言をお願いします。

長澤均委員 ■■■■■の■■■■■件の雑草繁茂の農地ですが、4月に耕作者であった■■■■■

■さんに指導を行っていたところ、先週除草を終えられていましたので報告いたします。

これで本件については完了いたしました。

議 長

どうもご苦労様でした。

他にありませんか。

ないようでございますので、以上で本日の会議日程は、全部終了いたしました。

何か連絡事項はございますか。

事 務 局

〈委員会の日程変更について説明〉

〈令和6年度研修会実施について委員会終了後検討〉

〈次回日程について報告〉

議 長

これをもちまして令和6年第6回箕面市農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会 午後1時58分)

上記は、令和6年第6回箕面市農業委員会総会の議事経過であり、箕面市農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 稲垣 恵一

署名委員 神代 繁近

署名委員 川上 加津子

